

誓 約 書

私は、本施設を利用するに当たり、下記の行為を行わないことを誓約します。

なお、審査基準（４）第４号関係ウについて、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）

第7条 教育委員会は、青少年の家を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、青少年の家の利用を許可しないものとする。

- 一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 青少年の家の施設、設備及び教材教具(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 三 営利を主たる目的として利用しようとするとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき。

審査基準

大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条に定める利用許可の審査基準については、次のとおりとする。

(1) 第1号関係

「秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 徒党を組み、又は騒音を発生させ、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められるとき
- イ めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為を行うおそれがあると認められるとき
- ウ 大分県迷惑行為防止条例（昭和40年大分県条例第47号）第2条（粗野又は乱暴な行為の禁止）若しくは第3条（卑わいな行為の禁止）に規定する行為又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき
- エ 賭博行為等に当たるおそれがあると認められるとき
- オ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、唆す等、反社会的な行為を助長するおそれがあると認められるとき
- カ 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込み、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められるとき
- キ 定められた場所以外で、飲食し、喫煙し、又は迷惑となる物を持ち込むおそれがあると認められるとき
- ク その他公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき

(2) 第2号関係

「施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 許可なくはり紙をする、釘の類を打つ、落書き等で汚す、グラウンド等を掘り起こす、畳をはがす、施設等を汚損し、又は破損する行為及びこれらに準ずる行為を行うおそれがあると認められるとき
- イ 旗ざお等を振り回して施設等を損傷するおそれがあると認められるとき
- ウ 施設等を不適切に取り扱い損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき

(3) 第3号関係

「営利を主たる目的として利用しようとするとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 「営利」とは、個人又は団体等が自らの財産上の利益を得ることを目的として活動するとき
- イ 営利を目的として入場料の徴収、物品の販売等を行うと認められるとき

(4) 第4号関係

「前三号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 定員以上の者が利用すると認められるとき
- イ 防災、保安上入場の制限が必要なとき
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む。〕が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき
- エ 当該施設の具体的な行政目的に適合しない利用と認められるとき
- オ 公共の福祉を害し、又は害するおそれがあると認められるとき

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊟

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)